

# 柳井地区広域消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

柳井地区広域消防組合 管理者 井原 健太郎

柳井地区広域消防組合（以下「組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、柳井地区広域消防組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、柳井地区広域消防組合女性職員活躍支援行動計画推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

組合において、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- (1) 平成32年度までに、採用者の女性割合を、平成27年度の実績（0.7%）より0.7%以上引き上げる。
- (2) 平成32年度までに、女性の採用試験の受験者数を、平成27年度の実績（0人）より1人引き上げ、受験者総数に占める女性割合を5%以上にする。
- (3) 平成32年度までに、係長相当職以上の女性職員の割合を、平成27年度の実績（0%）より引き上げ、4%以上にする。

## 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 平成29年度より、女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。
- (2) 平成29年度より、結婚・出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個別に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。
- (3) 平成29年度より、女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置する。
- (4) 平成29年度より、係長・課長補佐・課長の各役職段階における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- (5) 平成29年度より、女性職員のみを対象とする研修や外部研修への派遣を行う。
- (6) 平成28年度中に、各種両立支援制度に関する情報を職員に周知する。
- (7) 平成29年度より、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。